

令和 7 年度（2025 年度）

定期監査及び行政監査結果報告書

(第 1 次)

真庭市監査委員

2025 年 12 月

目 次

| | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 基準に準拠している旨 | 1 |
| 2 | 監査の種類 | 1 |
| 3 | 監査の対象 | 1 |
| 4 | 監査の着眼点 | 1 |
| 5 | 監査の主な実施手続 | 1 |
| 6 | 監査の実施場所及び日程 | 2 |
| 7 | 監査の結果及び意見 | 2 |
| | (1) 全般的な事項 | 2 |
| | (2) 個別事項 | 4 |
| 8 | 措置状況の通知について | 5 |

【監査結果の処理区分】

1 指摘事項

- ① 法律、政令、省令、条例、規則、規程等に違反していると認められるもの
- ② 人の身体、生命に重大な影響を及ぼすおそれがあるもの
- ③ 故意又は重大な過失により市に対して多大な損害を与えたもの
- ④ 公金の取扱いに関して重大な誤りがあるもの
- ⑤ 過去に検討事項とされたもので、改善されていないもの

2 検討事項

- ① 効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの
- ② 法令等には違反しないが、事務処理を行う上で改善する必要があると認められるもの

3 指導事項

- ① 事務処理上の記載誤り、記載漏れ等の軽易な誤りと認められるもの
- ② その他、事務処理に当たり留意すべきもの

※ 「1 指摘事項」及び「2 検討事項」については、監査結果報告書に記載し、是正措置の通知を求めるものとし、「3 指導事項」については、監査実施時において口頭により注意し、改善指導を行ったので、記述を省略した。

1 基準に準拠している旨

監査委員は、真庭市監査基準（令和2年真庭市監査委員告示第4号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）及び行政監査（同条第2項）

3 監査の対象

真庭市立小学校、中学校、幼稚園、保育園、こども園及び学校給食共同調理場
なお、今年度は対象とした幼稚園はなかった。

4 監査の着眼点

令和7年度定期監査及び行政監査（第1次）実施計画に基づき、以下の点を主眼として、監査を行った。

- (1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。事務処理で法令等に違反するものはないか。
- (2) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。事務処理が遅延したため、支払遅延となっているものはないか。
- (3) 需用費、備品購入費、役務費等の支出について、検査検収は確実に行われているか。特に年度末において、当面必要としない物品を購入していないか。
- (4) 契約事務について、適正な事務処理ができているか。提出された見積書は適正に管理されているか。
- (5) 備品は適正に管理できているか。備品シールは正確に貼付されているか。寄附備品は、寄附採納の手続がとられているか。
- (6) 現金（郵券等を含む）の取扱いは適正に行われているか。保管方法、入出金手續は厳正確実に行われているか。

5 監査の主な実施手続

実査、立会、確認、証拠突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、閲覧等の手法を組み合わせることにより、合理的かつ効果的に、十分かつ適切な監査の証拠入手して、監査を行った。

- 備考
- 1 関係書類等のうち一部は抽出により照合、点検及び確認した。
 - 2 備品管理状況については、備品台帳から抽出し、照合、確認した。
 - 3 郵券等については、前年度からの繰越状況を含め、照合、点検及び確認した。

6 監査の実施場所及び日程

| | | |
|-------|---|--------------------------------|
| 12月1日 | 月 | 蒜山中学校、蒜山学校給食共同調理場、川上こども園、中和保育園 |
| 12月3日 | 水 | 中和小学校、八束小学校、川上小学校、八束こども園 |

7 監査の結果及び意見

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、一部において改善や検討を要する事項が見受けられた。各学校・園等に全般的に該当する事項及び個別に該当する事項は、次に示すとおりである。

また、軽易な記載誤り等の指導事項については、実地監査時に口頭で指導したので、記述を省略した。

(1) 全般的な事項

【指摘事項】

特になし。

【検討事項】

〈全施設共通〉

ア 準公金の管理について

各学校、園等で職員が取り扱うP T A会計など任意団体等の預貯金、現金及び郵券について、担当者1名によって出納事務が行われている施設が見受けられた。

チェック・牽制機能が働くよう、必ず複数の職員で出納事務を行うことを徹底されたい。

イ 備品管理について

新規に取得した物品のうち、備品としての性質を有するものは、備品台帳に登録するとともに備品シールを貼付して管理することはもちろんあるが、毎年度定められた時期に台帳の照合・備品点検を行い、不用となっている備品は、担当課と協議のうえ整理されたい。

ウ 適正な職員マネジメントについて

令和4年度に義務化された「業務のために運転する場合」の体調等確認記録について、記録表の記載漏れが散見された。

適正な運用に努められたい。

工 適正で効率的な事務処理について

複数の施設で物品購入に関する事務で書類不備が見受けられた、適正な事務処理を心掛けられたい。

各施設がそれぞれで購入している物品の内、担当課が取りまとめて一括購入することで、事務の効率化及び経済性の向上が見込めるものがないか検討されたい。

(2) 個別事項

【指摘事項】【検討事項】

| ○ 12月1日(月) | |
|-----------------|--|
| 施設名 | 内 容 |
| 蒜山中学校 | <p>【指摘事項】 特になし。</p> <p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公衆電話の電話代の取り扱いについては、管理簿を作成して管理職を含めた複数職員で収入事務を行うこととされたい。 ② 郵券受払簿の照合確認は、担当者だけでなく管理職を含めた複数職員で照合確認することとされたい。 |
| 蒜山学校給食 共同調理場 | <p>【指摘事項】 特になし。</p> <p>【検討事項】 特になし。</p> |
| 川上こども園 | <p>【指摘事項】 特になし。</p> <p>【検討事項】 特になし</p> |
| 中和保育園 | <p>【指摘事項】 特になし。</p> <p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 不用となった備品は、担当課と協議のうえ整理されたい。 |

| ○ 12月3日（水） | |
|------------|--|
| 施設名 | 内 容 |
| 中和小学校 | <p>【指摘事項】 特になし。</p> <p>【検討事項】</p> <p>① 不用となった備品は、担当課と協議のうえ整理されたい。 ② 物品購入の起案文書で決裁年月日及び事業者から提出された見積書の日付けが未記入となっているものが散見された。 適正な事務処理を心掛けられたい。</p> |
| 八束小学校 | <p>【指摘事項】 特になし。</p> <p>【検討事項】 特になし。</p> |
| 川上小学校 | <p>【指摘事項】 特になし。</p> <p>【検討事項】</p> <p>① 物品購入の起案文書で決裁年月日及び事業者から提出された見積書の日付けが未記入となっているものが散見された。 適正な事務処理を心掛けられたい。 ② 郵券受払簿の照合確認は、担当者だけでなく管理職を含めた複数職員で照合確認することとされたい。</p> |
| 八束こども園 | <p>【指摘事項】 特になし。</p> <p>【検討事項】 特になし。</p> |

8 措置状況の通知について

この監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を書面により、市長部局においては市長名で、教育委員会部局においては教育長名にて、監査委員あて通知されたい。